

時代の眼

ドイツにおける男女平等政策の進展

利 谷 信 義

1991年の夏、私はボンにあるドイツ連邦女性・青少年省を訪れた。この省の沿革は複雑である。1987年、青少年・家族・保健省が拡充されて、青少年・家族・女性・保健省となった。これによつて、女性のための連邦の省が初めてつくられたことになる。この省が、1990年末、女性・青少年省、家族・高齢者省、保健省に3分割された。私はその理由が知りたかったのである。

ある担当官の話によると、これは政府の女性重視の姿勢を示すという政治的な意味をもち、大臣の増加をねらったものではなかった。しかし、この省の設置は、家族政策と区別された女性政策の独自性と必要性との立証を必要とし、容易ではなかったという。

ともかくも設置にこぎつけた女性・青少年省は、女性に関する総合的な政策である女性政策を管轄し、他の省の政策が女性に關係する場合には、その立案、実施について承認する権限をもった。この担当官は、「現在は女性が男性に対して不利な立場にあり、その立場を強化するためには女性政策が必要である。本来、男性と女性とが社会と家庭とにおいて同じ参加率になればよいのだが、現在は女性にパートタイマーが多いことでも明らかなように、現実はそうなっていない。また、出産などのため女性をパートタイマーにしようとしても、上級の責任ある地位については困難が伴うが、私たちは現在あえてそのための試みをしている。ドイツ再統合のための大量の仕事に追われているが、私たちはその下でも男女の平等のために努力している」と語った。私が、日本では国際審議会における女性の参画率は1990年度末で9%であり、今後5年間にこれを15%に上げようとしているというと、彼は「ドイツは今7.2%であり、これを引上げるため委員会に女性を2名ずつ入れることを考えている。日本では具体的に何をしようとしているのか。法律をつくるのか」と私を質問攻めにした。私は男女平等にかける彼の熱意に感動した。

その後のフォローを怠っていた私は、昨年の2つの出来事に驚かされた。1つは、6月に第2次男女同権法が制定され、9月から実施されたことである。いま1つは、それとともに、女性・青少年省がまたまた改組され、家族・高齢者省と統合されて、家族・高齢者・女性・青少年省となった

ことである。今年の3月、私はこの省を訪れて、改組の状況と第2次男女同権法の実施状況を聞くことができた。改組は、両省の仕事の対象が密接に関係しているので両者を統合したほうが効率がよいこと、新法は実施間もなくあり、その帰趨はまだ分からぬということであった。

男女同権法は、1958年の第1次男女同権法にさかのぼる。これは、ボン基本法の男女平等規定にもとづいて、民法における男女不平等規定を改正した。第2次男女同権法は、これをさらに推し進めようとして、以下のような措置を取ることとした。

第1は、民間部門における雇用機会均等の促進である。採用や昇進における男女の差別の禁止を、努力義務から絶対的義務に改め、違反について損害賠償訴訟を認めた。

第2は、連邦行政機関、連邦裁判所における女性の活用促進である。一種のオムブズマン制度である女性委員制度の採用、女性雇用促進計画の樹立、男女を問わぬ職場と家庭との両立を図るためにパート労働にも採用・昇進の機会を与えること、が規定された。

第3は、公的委員会の委員の推薦と指名において、男女の平等参加を進めることである。

第4は、初めてセクハラに関する法規制を設けたことである。ここで、セクハラの定義、被害者の苦情申立とその処理手続が規定された。

こうして見ると、私が4年前に担当官から聞いたことが、いやそれ以上のことが見事に立法化されている。再統一に伴う大きな負担と深刻な不況の下で、なおかつ、このような歩みを示していることに私は驚かざるを得なかった。もちろんそれは、女性の活用促進が連邦政府や連邦裁判所に限られていることなど不徹底さを免れてはいない。しかし、日本の現状とは比較にならないし、ドイツなら、この不徹底さをも、いつかは克服するのではないだろうか。ドイツにおける、これまでの着実な実績が、私にそう思わせるのである。

(としたに・のぶよし お茶の水女子大学教授)